

**平成22年度
男女共同参画社会の形成の促進施策**

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節

国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

男女共同参画会議は、その下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る総合調整機能を最大限に発揮するよう努める。

平成21年3月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に対してなされた新たな基本計画策定に向けた基本的な考え方についての諮問を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画の策定について検討を行い、22年内に新たな計画を策定する。

女性に対する暴力に関しては、男女共同参画基本計画の実施状況などを踏まえつつ、幅広い問題について調査検討を行う。

苦情処理等関係に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」（平成14年10月男女共同参画会議決定）に基づき、引き続き、苦情処理情報・男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図っていく。

男女共同参画会議は、第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれる内容に従い、同計画における施策の進捗状況を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項への対応

についての監視を行う。さらに、男女共同参画会議は、監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（影響調査）に関し、各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかについて調査検討を行うとともに、政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について引き続き調査検討する。

第2節

国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

内閣府では、NPO、NGOとの連携強化を図るため、男女共同参画推進連携会議等を引き続き開催する。

第3節

女性のチャレンジ支援

内閣府では、様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるように、「チャレンジ・サイト」による情報提供を行うとともに、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、女子高校生等の理工系分野への進路選択を支援するため、ウェブサイトによる情報提供・意識啓発等を行う。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）において、公務員は3つの

重点分野の1つとされており、各府省において、柔軟な勤務体制の推進や働き方の見直し、職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援等の取組を進めていく。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成17年改定）に基づき、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の目標の達成に向け、引き続き取組を推進していく。

また、上記のプログラムに基づき、各府省がそれぞれ自身の計画等に定めた本省課室長相当職以上に占める女性の割合に係る数値目標を達成すること及び政府全体として本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。

人事院では、各府省と協力して引き続き積極的な人材確保活動を展開するほか、「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的に開催して情報交換を行う。同時に、職員に対する意識啓発を行うとともに、女性職員が働きやすい勤務環境の整備に努めるなど、各府省と連携して女性国家公務員の採用・登用の拡大を目指した具体的な取組を進めていく。また、職業生活と家庭生活の両立支援について、定期的に開催する「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」などの場を利用して、制度の周知徹底や環境整備などの両立支援のための取組のフォローアップを行うとともに、引き続き両立支援制度の利用促進に取り組む。

総務省は、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を受けた各省庁人事担当課長会議申合せ等に基づき、人事院と共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを引き続き実施し、女性国家公務員の採用・登用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成18年4月に男女共同参画推進本部において決定された目標（平成32（2020）年までに、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満としない状態を達成するよう努める等）の達成に向け、積極的な取組を推進する。

第2節

地方公共団体等における 取組の支援、協力要請

都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画や、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月8日男女共同参画推進本部決定）を踏まえた女性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう要請・情報提供を行う。また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。また、消防団への女性の入団促進を図るため、女性消防団員を採用していない市町村に対して積極的な入団に向けた取組を求めるとともに、女性職員の多い事業所等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施するよう要請を行う。

第3節

企業、教育・研究機関、その他 各種機関・団体等の取組の支援

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。

また、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

第4節

調査の実施及び情報・資料の 収集、提供

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供、女性リーダーの養成に努める。さらに、国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて」（平成19年2月男女共同参画会議決定）に基づき、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を調査し公表する。

第3章

男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行の見直し

男女共同参画会議は、施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査（影響調査）を引き続き行う。また、監視・影響調査機能の強化を求める男女共同参画会議の意見（平成20年3月4日）等に基づき、具体的な手法の検討を行う。

第2節

国民的広がりを持った
広報・啓発活動の展開

国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

第3節

法律・制度の理解促進及び
相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう法律・制度の理解の促進を図るとともに、相談体制の充実及びその広報を図る。

第4節

男女共同参画にかかわる調査
研究、情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

総務省では、平成23年に実施予定の社会生活基本調査に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やボランティアワーク等に関する調査内容の改善について、外部有識者を交えた検討を引き続き行う。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な
機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等
な機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策が徹底されるよう指導等を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、企業における実質的な男女均等取扱いを確保するため、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的取組（ポジティブ・アクション）を促進する。

さらに、平成22年4月に取りまとめられた「変化

する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」報告を受け、厚生労働省は、男女間賃金格差の縮小に向けて、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの作成及び普及等の取組を促進する。

第2節

母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第3節

女性の能力発揮促進のための援助

厚生労働省では、女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。特に再就業を希望する子育て女性に対しては、平成21年度に引き続き、マザーズハローワーク等において、担当者制による一貫した就職支援を行う。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、平成21年7月末から開始した、雇用保険を受給できない方等に対する職業訓練と訓練期間中の生活保障を内容とする緊急人材育成支援事業を引き続き実施する。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行う。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行う。

第4節

多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、課題解決のための調査研究や普及啓発を展開する。

厚生労働省では、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対して助成金を支給する等、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保のための取組を推進す

る。

また、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」については、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、企業の人事担当者等を対象に制度の導入・運用を支援するセミナーの実施等により、その導入促進及び定着を図る。

総務省では、機器や場所の制約なく、中小企業等がテレワークを容易に導入できるテレワークシステムの検証、テレワークによる環境負荷低減効果の検証の実施、テレワーク環境整備税制（テレワーク設備導入の際の税制優遇措置）による支援等に取り組む。

国土交通省では、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワーク環境・機能の検討やテレワーク人口の実態を把握するための調査の実施、企業への導入を推進するための施策の検討等を通じて、テレワークの普及を一層促進する。

経済産業省では、育児中の女性等も含めた幅広い人材に就労機会を与えるテレワークの普及促進を図るため、商店街等が行う商業活性化の取組の一環として、商店街の空き店舗を活用した地域におけるテレワーク拠点整備への支援の取組等を推進する。

第5節

起業支援等雇用以外の就業環境の整備

厚生労働省では、女性と仕事の未来館において、起業を志す女性を対象とした起業支援セミナーや女性起業家との交流会を開催する。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行う。

また、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる創業塾を実施し、この中で女性向け創業塾も実施する。

第5章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

第1節

あらゆる場における意識と行動の変革

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）」において、「農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とし、本課題の実現に向けた取組を推進する。

農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性支援組織の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とし多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する。また、我々の食生活が、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進する。

第2節

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、女性農業委員や農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員の登

用目標等の設定とその達成に向けた普及啓発活動、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施する。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図る。

第3節

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、研修や情報提供等の支援により女性の農林漁業経営への参画を促進する。

また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動の更なる発展に向けて、女性起業と商工業者等との連携活動に関する実証や経営戦略マニュアルの作成等を通じた起業活動やその高度化への支援とともに、女性起業経営体等における女性が働きやすい環境を整備する取組を支援する。

第4節

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、女性が能力を十分発揮し活動しやすい環境を整備するため、地域活動や加工・販売等を行うための施設等の整備を支援するとともに、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。

第5節

高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農林水産省では、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動、地元産農産物等を食材とした食事メニューや加工品の開発・普及、ヘルパーや配食活動を行う農村女性グループの人材養成活動等を支援する。

第6章

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

内閣府では、平成20年1月に設置された「仕事と生活の調和推進室」において、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」及び「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」の事務局機能を担い、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーン等の企画立案・実施、調整、情報の収集・整理、調査研究を行う。

厚生労働省では、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に、平成21年6月に成立した改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図る。

この改正にあわせ、小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度の定着を促進するための助成の拡充や、積極的に育児をする男性（「イクメン」）を応援する等男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進などを引き続き行うことにより、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を図る。また、育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等により、相談や指導などの対応の強化を図る。

さらに、平成21年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業が、行動計画の公表及び従業員への周知も義務付けられたことから、その履行確保に一層努めるとともに、23年4月1日から、新たに行動計画の策定・届出の義務付け対象企業が、101人以上企業へ拡大されることから、特に中小企業事業主に対する計画策定支援を強化す

る。

子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク等において、子育て支援ネットワークを強化し、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、保育所・地域の子育て支援サービスに関する各種情報の提供、母子家庭の母等の支援機関への出張相談・託児付セミナー等を実施するとともに、マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域においても、同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。

長時間労働を抑制し、また、休暇取得促進を図る観点から中小企業事業主に対する助成措置を拡充するなど労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実を図る。

経済産業省では、一定の要件を満たす事業所内託児施設等の取得等をした法人に対して、引き続き税制上の優遇措置を講じる。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

厚生労働省では、平成18年末に発表された新たな将来人口推計において、更に少子・高齢化が進行するという厳しい結果が示されたことを念頭に置くとともに、子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）で盛り込まれた22年度から26年度までの今後5年間で目指すべき施策内容と数値目標に基づき、保育サービスの充実など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組む。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、22年前半を目途に基本的な方向を固め、23年通常国会までに所要の法案を提出することとされた。

このため、平成22年1月29日には、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」

が設置され、保育サービスを始めとする子育て支援サービス・給付の充実に向け、議論を進めることとしている。

さらに、次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する観点から平成22年度において、子ども手当として中学校修了までの子ども1人につき月額1万3,000円をその父母等に支給するため、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案を第174回国会に提出し、22年3月に成立、同年4月1日から施行された。

平成21年4月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実等の措置を講ずる改正児童福祉法が一部を除き施行された。主な内容は、①すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談助言等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する相談、指導・助言等の支援を行う「養育支援訪問事業」、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援サービスの法定化、②子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化、③里親制度の改正及び小規模住居型児童養育事業の創設等家庭的養護の拡充、家庭支援機能の強化、年長児の自立支援策の見直し、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止等の規定等が盛り込まれたところであり（一部を除き平成21年4月1日施行）、これら施策を推進する。

文部科学省では、幼児教育振興アクションプログラムに基づき、次代を担う子どもの成長を支えるための環境の整備に努める。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」制度の普及促進を図るとともに、19年度に創設した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。

さらに、家庭の教育力の向上を図るため、地域人材の養成や「家庭教育支援チーム」の設置等により、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用して学習機会を提供するなど、地域の主体的かつ持続可能な取組への支援を実施するとともに、平成18

年度から行っている、子どもの生活リズムを向上させ、望ましい基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、様々な民間団体と連携して一層推進する。

加えて、児童虐待の防止のため、学校、教育委員会において、平成22年3月の通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

経済産業省では、商店街の空き店舗等を活用して、子育て支援施設を設置・運営する際の改装費や賃借料などの費用の一部を補助することにより、女性の社会進出といった少子化社会に対応する取組を推進する。

また、高齢者福祉、共働き支援、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスについては、平成22年度も引き続きその振興を行うことにより、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図る。加えて、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しても、引き続き、民間金融を補完しつつ、株式会社日本政策金融公庫を通じてソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで、資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指す。

さらに、医療・介護・保育等の分野への民間サービス事業者等の参入を促進するための制度環境整備を進めるため、大規模データ収集・分析等の調査研究を行う事業を実施する。

国土交通省では、引き続き良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、良質な持家の取得の支援を行う。また、公的賃貸住宅等への子育て支援施設の整備及び子育て世帯の居住の安定確保を図る先導的な取組を支援する。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行う。

また、ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省では、母子家庭の母等について、平成15年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母子家庭自

立支援給付金等の就業支援策、養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開してきたところであるが、21年度から安心こども基金の活用等により実施している、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供やひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する自治体への助成、高等技能訓練促進費及び母子寡婦福祉貸付金の拡充も含め、22年度においても、引き続き自立支援策を総合的に展開する。

また、平成22年度においては、児童扶養手当法の一部改正法に基づき、新たに、ひとり親家庭の自立支援策の拡充を図るため、父子家庭にも児童扶養手当を支給する措置を講ずるほか、就業相談や講習会等を実施する母子家庭等就業・自立支援センターが平日に加え、土日に開所した場合の運営費の加算制度の創設やひとり親家庭に対する育児や家事等に係る相談支援体制の充実を図ることとしている。

さらに、平成21年12月より復活した生活保護の母子加算（月額2万3,260円（子一人、居宅（1級地））について、子どもの貧困解消を図るため、22年度においても引き続き支給する。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に

関する専門性を有した講師を、子育て中の保護者等の要望に応じた場所に派遣し、消費生活や消費者問題に関する情報提供や相談機関の周知を行う。

第3節 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

個々の労働者の家庭・地域生活などに配慮した労働時間等の設定を図るとともに、特にこれまで家庭や地域生活への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

また、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する出前講座の開催やメールマガジンの発行により、悪質商法や製品事故等に関する情報を消費者に迅速に届け、被害の未然防止に努める。

また、消費者庁及び文部科学省は連携して、学校や社会教育施設における消費者教育を推進する。

文部科学省では、関係機関と協力し、教員の指導力向上のための講座や消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した試行的な実施を含む実証的な調査研究の実施及びその成果の普及などを通して、消費者教育のより一層の充実を図る。

第7章

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第1節

高齢者の社会参画に対する支援

厚生労働省では、いくつになっても働ける社会の実現に向けた取組を進めるほか、高年齢労働者の多い事業場等に対して、専門家が高年齢労働者に適した労働環境の整備のための改善対策を提示するなどにより、高年齢労働者の労働災害防止対策の促進を図るとともに、高年齢労働者が自ら労働災害リスクを認識できる手法を開発し、その試行を行う。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説

明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図る。

第2節

高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

第3節

高齢期の所得保障

年金制度については、雇用の流動化など時代に

合った、透明で分かりやすい年金制度とする観点から、年金制度を例外なく一元化し、全ての国民が加入する「所得比例年金」と「最低保障年金」を組み合わせた新たな年金制度を創設することとされており、今後、制度の具体的な制度設計に向けた検討を進める。

さらに、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、年金制度の改善等を図るため、企業型確定拠出年金において加入者の掛金拠出を可能とすることや、国民年金保険料の納付可能期間を延長する等の措置を行うことを盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。

第4節 障害者の自立した生活の支援

政府は、障害者の自立を支援し、地域で安心した生活を送ることができるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の円滑な施行を図る。

障害者施策については、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部の下、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催しており、同本部においては平成22年夏頃までを目途に、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度改革の基本的な方針を策定することとしている。

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と

個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。

第5節 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努める。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

国土交通省では、公的賃貸住宅や一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅と、高齢者の生活を支援する施設や医療施設等を一体的に整備する場合に直接支援を行うこととし、高齢者の生活を支援する施設付きの高齢者向け賃貸住宅等の整備を推進する。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進する。

内閣府では、女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、特に、身近な行政主体である市町村における配偶者暴力被

害者の支援に関する取組状況や関係機関との連携状況等に関する実態等について調査を実施する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況に

ついついの実態把握等により的確な施策の実施に資する。

第2節

配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、婦人相談所や婦人保護施設等において、引き続き配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

地方公共団体における配偶者からの暴力に係る施策に関する官民連携等の先進的な事例について情報を共有するため、官民の担当者が一堂に会する「DV全国会議」を開催し、官民連携の強化及び施策の一層の推進を図る。

法務省の人権擁護機関では、婦人相談所等の関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害である等の観点から、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、今後とも、外国人被害者の実態を的確に把握した上で、在留期間更新許可、在留資格変更許可や在留特別許可の判断を適切に行い、被害者の法的地位の安定を図る。

第3節

性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。その一環として、平成22年度に、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング、法律相談等の各種支援とともに、証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所で一度に行う「性犯罪被害者対応拠点」を病院内に設置するモデル事業を実施する。

第4節

売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第5節

人身取引への対策の推進

人身取引対策行動計画2009を踏まえ、人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の一層の充実に向けて、諸外国政府及びNGOとも連携しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。また、広く国民に対し、人身取引の問題に関する意識啓発を行う。

厚生労働省では、平成22年度においては、婦人保護施設に入所する人身取引被害者を支援するため、医療費や通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の民間団体からの派遣費用について補助する。

第6節

セクシュアル・ハラスメント 防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、引き続き男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導等を行う。

また、雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組など、必要な対策を採る。

第7節

ストーカー行為等への 対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を適切に運用し、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、併せて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動を推進する。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた女性の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施や、相談体制を確立するとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することなどにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開するなど、「健康日本21」のより一層の推進を図る。

さらに、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体で各種の啓発事業及び行事等を展開するとともに、平成21年度に実施した女性の健康支援対策事業における取組等を集約し、これらの取組について効果的な事業展開手法の検証を進め、女性の健康づくり対策として効果的な手法や事例などを普及し、女性の健康づくりを推進することとしている。

乳がん及び子宮がんについては、引き続き、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、「女性特有のがん検診推進事業」により検診無料クーポン券等を配布するなどして、がん検診の受診率の更なる向上を目指すことで、女性の健康の保持増進につなげていくこととしている。

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生

涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。

第2節

妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室(MFICU)、新生児集中治療室(NICU)等に対する財政支援などを行うこととしている。

また、平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)においても、医師を重点分野として取り上げ、医療専門職に対する支援を行うこととしている。特に、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにしており、安全・安心なお産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

第3節

健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

また、本人の健康をむしばむのみならず、社会の基盤を揺るがしかねない行為である薬物乱用についても、対策を強化する。

第10章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。また、メディアリテラシー（メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上のための支援を積極的に行う。

文部科学省では、平成21年度に引き続き、メディア対応能力等を育成するための機会の提供を行うとともに、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、地域の実情に応じた有害情報対策の推進体制の整備を総合的に支援する。また、有害情報に係る所要の調査を行う。

総務省では、業界団体が策定した、わいせつな画像等違法な情報への対応に関するガイドライン等の運用を必要に応じ適切に支援していく。

さらに、メディアの健全な利用の促進に必要なメディアリテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等を開発し、普及を図る。

また、内閣府では、青少年が安全に安心してイン

ターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、関係省庁や関係団体等と連携して広報啓発活動や調査などの施策を実施するとともに、同基本計画のフォローアップを行い、同法及び同基本計画の見直しに向けた検討を行う。

警察庁では、平成22年度も引き続き、取締り、流通防止及び被害児童支援の三項目を施策の柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、総合的な児童ポルノ対策を推進していく。

経済産業省では、今後も引き続き関係者等と連携して、民間におけるインターネット上のコンテンツに関する適切な格付け基準の策定・改定の支援や、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施等を通じて、適切にフィルタリングが提供される環境の整備、及びフィルタリングの導入促進を行っていく。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

内閣府では、平成14年度に策定した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」について広く周知し、国の行政機関が作成する広報・出版物等において、男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう推進するとともに、地方公共団体等においても同様の取組がなされるよう奨励する。

第 11 章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第 1 節

男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識をはぐくみ、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

また、「食育推進基本計画」を踏まえ、学校における食育を推進する。

さらに、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

第 2 節

多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

このため、文部科学省では、多様な選択肢の存在や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう、ライフプランニングに関する意識形成等を促すための取組を推進する。また、大学・短期大学・高等専門学校の研究資源を活用した、子育て等により就業を中断した女性、ニート等の再就職に資する短期間の実践的教育プログラムの開発・普及を支援することによって、社会人の学び直しの機会の充実を図る。

放送大学に対しては、様々な特定分野の授業科目

群を体系的に学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」の充実など、引き続き学習環境の整備のための支援を推進する。

また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、屋内水泳プール、屋外水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を支援するほか、ICT（情報通信技術）を活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究、優れた生涯学習コンテンツの制作・配信等により、多様な学習機会の提供を図る。さらに、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成等に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する。

加えて、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を育成する義務教育段階からのキャリア教育の推進に努める。また、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の充実を図る。

学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム等）を実施し、大学等におけるキャリアアカウンセラー等の配置や求人に関する情報検索システムなどの就職支援体制の強化を図る。

また、様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向けた取組の一つとして、各個人の学習成果を測る検定試験の質の確保に向けた、民間事業者等の主体的な取組を支援する方策について、引き続き検討を行う。

第12章

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際規範・基準の国内への 取り入れ・浸透

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解にも指摘されているように多くの課題がある。今後とも、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約、「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」や「国連婦人の地位委員会」等の国際会議における議論等、女性の地位の向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

第2節

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助（ODA）大綱」及び「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）イニシアティブ」を通じ、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成、実施・モニタリング・評価の一連のプロセスを通じて、「ジェンダー主流化」を図り、開発途上国のオーナーシップを尊重した男女平等と女性のエンパワーメントに向けた取組の支援を強化する。ま

た、国内外の国際機関や研究機関、NGOと連携し、公平で効果的なODAとジェンダー主流化及び女性のエンパワーメント支援に取り組む。

具体的には、ジェンダーに関する研修の充実や事例集（ジェンダー主流化手引）の作成及び広報等を通じて、ODAに関わる職員の理解促進と能力向上及び情報共有に努める。

また、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力、紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興支援への女性の積極的な参加の促進や国際交流の推進等を進める。

保健分野においては、「保健と開発に関するイニシアティブ」の下で引き続きジェンダー平等に配慮した取組への支援を行っていく。同時に、現在、乳幼児死亡率削減、妊産婦の健康改善というミレニアム開発目標（目標4及び目標5）の進捗の遅れが指摘されており、我が国としては、妊産婦の医療ケアへのアクセス向上を含む母子保健対策の強化を引き続き行っていく。

平成22年9月に日本において開催予定のアジア太平洋経済協力（APEC）女性リーダーズネットワーク（WLN）会合に向け、様々な分野と連携して、国際的なネットワークの受け皿となり得る国内でのネットワーク構築を進める。同じく9月に開催予定のアジア太平洋経済協力（APEC）男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）において、各国の男女共同参画担当官との情報共有・意見交換を通じたネットワークの強化に努める。

第13章

新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

第1節 科学技術

総合科学技術会議では、「第4期科学技術基本計画」の策定に向けて、今後の取組の方向性について検討する。

文部科学省では、科学技術振興調整費において、研究と出産・育児等との両立に関する優れた取組を行う機関を支援する「女性研究者支援モデル育成」及び特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系・工学系・農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する「女性研究者養成システム改革加速」を引き続き実施するとともに、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業において、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう支援を拡充する。

独立行政法人科学技術振興機構では、戦略的創造研究推進事業において、研究者が出産・育児・介護などを行う際に、研究キャリアを中断することなく継続できるよう、引き続き支援を実施する。

また、児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施する。

第2節 防災（災害復興を含む）

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

については、その必要性について「防災基本計画」（平成20年2月中央防災会議修正決定）に明記されたところであり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう地方公共団体に対して要請し、その推進を図るとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

第3節 地域おこし、まちづくり、観光

地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や人材育成プログラムの開発・提供、各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を行う。

第4節 環境

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上に係る施策などとあいまって、環境の分野において男女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進や市民活動の支援、自然と触れ合う機会の提供等を行う。